

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方
意見提出数5件 内訳(個人3件、団体2件)

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	外国人に日本における弁護士の職の権利を与えるのに反対です。この案に反対です	・本省令案は外国人に日本における弁護士の職の権利を新たに与えるものではありません。
2	B法人が特許庁代理を行うに際し、国内弁護士(社員)の記載を必須とする改正に賛成します。	・本省令案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
3	<p>(1) 令和4年6月に特許庁が公表した、省令案の概要及び省令案並びに関係する様式を熟読させて頂いた。その結果、省令案の概要は、本件に関する過去の経緯を踏まえ、問題点の指摘も的確であり、全く異論はない。 しかし、概要でも指摘されているが、「本来権限のない外弁が、B法人という形式を利用して、特許庁代理に係る業務を執行することを捕捉できないおそれがある。 これらを踏まえ、各様式の備考において、B法人内の担当弁護士を外部から確認可能とするため、B法人が代理人として手続をする場合には当該手続に係る業務を執行する社員を記載することを必須とする旨を規定する改正を行う。」と記載されている(概要1頁20～25行目に記載)。 このことが規定どおりに遵守されれば、B法人問題は払拭されるが、果たしてそうなるであろうか。 捕捉をより実効あらしめるため、様式違反を厳しく監視し、チェックし、当然のことながら補正命令の対象とすることが、国益の観点からも強く求められる。</p> <p>(2) ○経済産業省令第 号 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。 尚、特許法施行規則の一部改正に当たっては、各[様式]の備考に記載されるように、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は0000」のように業務を執行する社員の氏名を記載することが、確実に実行されること。 (アンダーラインは筆者が記載。)</p>	・本省令案の規定に基づき、適切に運用して参ります。
4	<p>1. 様式改正について 「B法人内の担当弁護士を外部から確認可能とするため、B法人が代理人として手続をする場合には当該手続に係る業務を執行する社員を記載することを必須とする」改正を厳格に実施いただきたい。</p> <p>特許庁への手続代理を含め、弁理士法人の業務が弁理士と同様とされた理由は、弁理士法人が弁理士の組織体(社員全員が弁理士)だからである(条解『弁理士法』改訂4版208、210ページ参照)。今般の外弁法の改正で特許庁代理に係る業務を執行する権限を有していない社員がいる弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「B法人」という。)に特許庁手続きの代理が認められたのは、その業務の執行を国内法有資格者に限ることを前提としたもので、今回の様式改正はこれを確認するための適切な対応であり、疑義が生じた場合には厳格に対応いただきたい。特許庁に対する手続きに関し、外弁がB法人という形式を利用して禁止業務を行うことがないよう、今後も適切な対応をお願いする。</p> <p>2. 委任状の写しの提出の許容について 「代理権を証明する書面のうち委任状については、その写しの提出を許容する」改正を歓迎する。</p> <p>令和2年12月28日に公布・施行された「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」をはじめとする一連の政省令により、委任状への押印・署名が不要となり、委任状にタイプ記名をしたものを書面提出することが可能になっている。しかし、外国では、証明書の原本を必要とせず、スキャンデータで足りている国も多く、国際調和の点からも、今回の改正は望ましいと考える。</p> <p>また、上記のように委任状への押印・署名が不要となった以上、さらなる利便性向上のため、委任状のデータを格納したPDFやイメージファイルによる電気通信回線を通じた提出を認めて頂きたい。委任状へのタイプ記名が許容されたことから、その作成は、ワープロソフト等による電子的な作業で完結できることになった。一方で、この提出手段が書面に限られる以上は、電子的な作業で完結したはずの委任状を書面へ出力し、郵送や窓口持参により提出しなければならぬ。したがって、今回の改正に留まらず、いずれは委任状の作成から提出まで全て電子的に完結することが可能となるよう、検討を続けて頂くことを希望する。</p> <p>3. 審判手続の証拠の写し等の提出簡略化について 「証拠の写し等について、書面にかえて光ディスクによる提出を可能とする」改正を歓迎する。</p> <p>手続負担の軽減に関する改正であり、歓迎する。 今回の改正に留まらず、いずれは電気通信回線を通じた提出を可能として、光ディスク等の提出も不要となるよう、システム開発を続けて頂くことを希望する。</p> <p>以上</p>	<p>1. 様式改正について ・本省令案の規定に基づき、適切に運用して参ります。</p> <p>2. 委任状の写しの提出の許容について ・代理権を証明する際に、電気通信回線を通じて委任状のデータの提出を許容することについて、検討して参ります。</p> <p>3. 審判手続の証拠の写し等の提出簡略化について ・電気通信回線を通じて審判手続の証拠の写し等の提出が可能となるよう、検討して参ります。</p>
5	<p>> 全般的に 電気通信を利用しての手続については、通信を盗聴しての他者への妨害・権利侵害行為などが発生する可能性があると思われるのであるが、おそらく実際に問題が発生すると思われるので、その対策を打っておく(あるいは、備えておく)べきかと思われる。 (なお、一応言っておくと、本制度のように、外国弁護士による本邦の法律事務の取扱いについてかなり行えるようにする法改正には、反対である。日本に敵意・害意を持つ国は周辺国を中心にいくつかあるが(というよりも、あけすけに言う周辺国ばかりであるが、なお法務省等や裁判所の職員にも多くそれらがあり、日本国に迷惑・恥・損失を与えているであろう。)、その様な国は、それらの国の勢力に影響を受ける通信事業者などをつるんで日本及び日本の事業者に害を与えにくるであろう。その様な事態について無いようにするために、この様な制度は導入せず、外国弁護士についてはあくまで外国法事務弁護士としての活動のみに制限を行うべきであると考え(あるいは、日本国の弁護士と共同での事務を行ってもよいが、行える法律事務は外国法事務弁護士としての活動範囲に制限すべきと考える。))</p> <p>意見は以上である。</p>	・本省令案は電気通信回線を利用した手続を新設するものではありません。